

確認方法書の記載事項について

確認方法書は、以下の項目について記載のうえ、提出してください。

| | 事 項 | 記載内容 |
|---|----------------------|---|
| 一 | 組織並びに管理者の責任及び権限 | 法第三十八条の二十五第一項の義務（以下「工事設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明 |
| 二 | 工事設計合致義務を履行するための管理方法 | 工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行されることの説明 |
| 三 | 特定無線設備の検査 | 工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明 |
| 四 | 測定器その他の設備の管理 | 特定無線設備の検査に必要な測定器その他の設備の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器その他の設備の管理が適切に行われることの説明 |
| 五 | その他 | その他工事設計合致義務を履行するために必要な事項 |

（参 考）

法第三十八条の二十五（工事設計合致義務等）

登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。